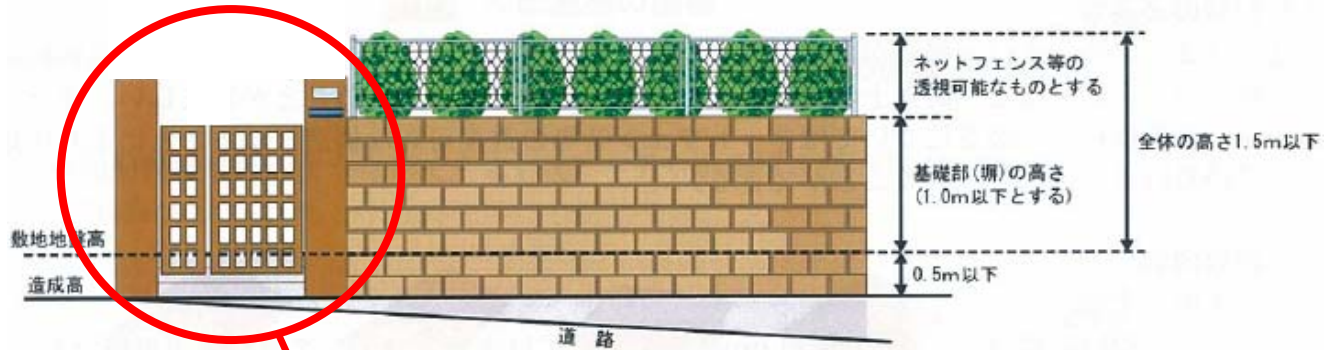
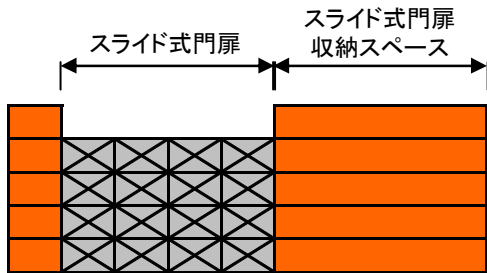


門柱・門扉の取り扱いについて

門柱・門扉については、高さ制限規定はありませんが、門柱は下記のとおり取り扱います。



門柱製品構造の1個分の距離もしくは1m以下
(1m以上は「かき」又は「さく」と見なします。



但し、スライド式の門扉を設置した場合に門扉を収納する為に必要な長さは、4m以下もしくは敷地間口の1/3以下とします。